

特別弔慰金 対象者早見表 令和7年4月1日時点で一番先順位のご遺族ひとりに支給

◆早見表の見方◆

各質問に該当する場合は「はい」の矢印、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。
支給対象となる可能性のある方は、お住まいの市区町村役場にご相談のうえ請求手続きを行ってください。
※援護法による『弔慰金』受給者ご本人は、この早見表によらない場合があります。

